

米原市公共施設等総合管理計画改定業務

公募型プロポーザル審査要領

この審査要領は、米原市公共施設等総合管理計画改定業務の委託先を選考するための審査に関して、必要な事項を定める。

1 1次審査の審査方法

提出された公募型プロポーザル参加申込書、企画提案書等を書類審査し参加資格を有すると認められる応募者を提案候補者として選定する。

2 2次審査 企画提案（プレゼンテーション）の審査方法

(1) 実施日 令和8年8月6日（木）（予定）

(2) 時間

プレゼンテーションは、1者当たり30分以内（説明15分、質疑15分程度を想定）とする。
なお、審査時間は以下のとおりとし、審査は企画提案書を受け付けた順とする。

（スケジュール例）

No,	時間	業者名	備考
	13:30~13:50	審査委員会（審査打合せ）	
休憩・準備時間（10分間）			
1	14:00~14:30		
入替え・準備時間（5分間）			
2	14:35~15:05		
入替え・準備時間（5分間）			
3	15:10~15:40		
入替え・準備時間（5分間）			
4	15:45~16:15		
休憩（15分間）			
	16:30~17:00	審査委員会（受託者の特定）	

(3) 受託者の特定方法

ア 受託者の特定は、審査委員会により提案者のプレゼンテーションおよびヒアリングを行い、オに定める評価基準と評価点数の合計点により、最高順位が最多結果となる提案を行った提案者を最優秀企画提案者とし、当該最優秀企画提案者を受託者とする。ただし、最高順位結果が同数の場合は、審査委員の評価点数の総合計点により決定する。

なお、企画提案者が1者となった場合においても審査を行うが、合計評価点が満点の6割に満たない提案者は、受託者として特定しない。

イ 失格要件に該当する場合は、審査対象から除外する。

ウ 特定結果については、評価、特定後にヒアリングを行った全ての事業者に通知する。また、特定結果に関する異議等は受け付けない。

※通知予定日 令和8年8月中旬頃

エ 審査委員会の設置

- ・企画提案者の提案書等を評価するため、審査委員会を設置する。
- ・審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - 企画提案書および見積書等の評価
 - 委託事業者の特定
 - その他、委託事業者特定の実施に関して必要と認める事項

オ 評価基準と評価点数

- ・米原市公共施設等総合管理計画改定業務仕様書に掲げる業務内容を踏まえ、次表の評価基準と評価点数により採点を行うこととする。

評価基準		評価点数
I.企画提案	①業務実績について	5
	②現行計画の把握、業務内容の認識について	10
	③業務工程について	10
	④作業手順、データ収集、分析方法について	15
	⑤計画に掲げる目標の見直しや PDCA サイクルの推進方針について	20
	⑥各検討組織等の運営支援	10
	⑦業務に対する取組意欲、説明能力	5
	⑧その他の提案について	5
II.執行体制	⑨担当者の遂行能力、バックアップ体制等	10
III.参考見積	⑩予算の範囲、妥当性	10
合 計		100

